

# 後期高齢者医療制度

## ・保険料

問合せ 国保ねんきん課 ☎ 33 4 4 9 0

各支所健康福祉地域事務所

### 後期高齢者医療制度の対象者

・75歳以上の人（75歳の誕生日から自動的に加入）

・65〜75歳未満の人で一定の障害がある人  
 ※一定の障がいのある人とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1〜3級と4級の一部分の人、または同程度の人です。

※一定の障がいに該当する人の加入（障がいの認定の申請）は任意で、いつでも申請できます。



### 平成26・27年度の保険料額

保険料額は加入者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」で構成されます。

$$\text{保険料額（年額）} = \text{均等割額} + \left( \frac{\text{総所得金額等} - 33 \text{万円}}{\text{所得割率}} \right) \times 9.26\%$$

※上限額 57万円 (100円未満切り捨て)

$$\text{総所得金額等} = \left( \text{公的年金収入} - \text{公的年金等控除額} \right) + \left( \text{給与収入} - \text{給与所得控除額} \right) + \left( \text{その他の収入} - \text{必要経費} \right)$$

- ・保険料は被保険者一人一人が納めます。
- ・保険料率は2年ごとに見直され、県内で均一となります。

### 平成27年度は 保険料の軽減対象者を拡大

所得の低い人の軽減  
均等割額の軽減

軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	被保険者と世帯主の*総所得金額等の合計額が下記に該当する世帯
9割	4,790円	33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下であり、そのほかの所得がない世帯
8.5割	7,185円	33万円を超えない世帯
5割	23,950円	33万円 + (26万円 × 被保険者数) を超えない世帯 ↳ (24.5万円から拡大)
2割	38,320円	33万円 + (47万円 × 被保険者数) を超えない世帯 ↳ (45万円から拡大)

\*総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。年金所得は、高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

### 保険料の納め方

納め方には年金から差し引く「特別徴収」と、納付書か口座振替の「普通徴収」があります。

#### ●特別徴収の場合

今年4月から、年金からの差し引き（年6回）で保険料を納めます。

4・6・8月に差し引かれる保険料額は2月と同額で、昨年7月に送付した保険料決定通知書に記載しています。

#### ●普通徴収の場合

今年7月から納付書か口座振替（年9回）で保険料を納めます。

加入してすぐの人は、年金からの差し引き開始まで6ヵ月から1年程度かかるため、納付書か口座振替での納付となります。

#### ●特別徴収から口座振替への変更

保険料の納付は特別徴収が原則ですが、申し出により口座振替での納付に変更することができます。

◆所得割額の軽減  
被保険者の総所得金額等が91万円を超えない人は、5割軽減されます。